

松田町犯罪被害者等支援条例実施要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、松田町犯罪被害者等支援条例（令和8年松田町条例第11号。以下「条例」という。）第12条の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 犯罪 刑法（明治40年法律第45号）その他の日本国における刑罰法令に触れる行為（刑法第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含み、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。

(2) 重傷病 療養の期間を1月以上要し、かつ、入院の期間を3日以上要する負傷又は疾病をいう。ただし、精神疾患である場合は、療養の期間を1月以上要し、かつ、その症状の程度が3日以上労務に服することができない程度であることをいう。

(3) 性犯罪 刑法第176条から第179条までの罪、同法第181条の罪及び同法第241条の罪並びにこれらの罪（同法第176条及び第179条第1項の罪を除く。）の未遂罪をいう。

(4) 犯罪被害 犯罪による被害のうち、次のいずれかに該当するものをいう。ただし、被害届を警察に提出することが困難であると認められる場合を除き、被害届が警察に受理されているものに限る。

ア 犯罪による死亡又は重傷病

イ 性犯罪による被害

(5) 犯罪被害者 犯罪被害を被った町民をいう。

(6) 町民 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき町の住民基本台帳に記録されている者又は次に掲げるいずれかに該当する者のうち、それぞれに掲げる事項によりやむを得ず本町の住民基本台帳に記録されずに本町に居住している者をいう。

ア 東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律（平成23年法律第98号）第2条第3項に規定する避難住民

イ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力を受けていた者

ウ ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第4項に規定するストーカー行為に係る被害を受けていた者

エ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待を受けていた者

オ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第3項に規定する高齢者虐待を受けていた者

カ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第2条第2項に規定する障害者虐待を受けていた者

2 前項各号に規定する者のほか、この要綱において使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

第2章 相談の受付

（相談の受付）

第3条 町長は、条例第7条第2項に規定する窓口において、

犯罪被害者等から受けた相談を松田町犯罪被害者等相談受付票（第1号様式）に記録する。

第3章 支援金支給事業

（支援金の支給）

第4条 町長は、条例第8条第1号の規定により、犯罪被害者又はその遺族に対し、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる支援金を支給する。

（1） 犯罪により犯罪被害者が死亡した場合 遺族支援金

（2） 犯罪により犯罪被害者が重傷病を負った場合 重傷病支援金

（3） 犯罪被害者が性犯罪による被害（前各号に該当する場合を除く。）を受けた場合 性犯罪被害支援金

（支給額）

第5条 支援金の支給額は、次の各号に掲げる支援金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

（1） 遺族支援金 30万円（同一の犯罪被害により次号の重傷病支援金の支給を既に受けている者が当該犯罪による被害に起因して死亡した場合にあっては20万円、同一の犯罪被害により第3号の性犯罪被害支援金の支給を既に受けている者が当該犯罪による被害に起因して死亡した場合にあっては25万円）

（2） 重傷病支援金 10万円（同一の犯罪被害により次号の性犯罪被害支援金の支給を既に受けている場合にあっては5万円）

（3） 性犯罪被害支援金 5万円

（支給対象者等）

第6条 支援金の支給の対象となる者は、次に掲げる支援金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

（1） 遺族支援金 犯罪被害者の遺族のうち、第3項に定める第1順位の遺族となる者

- (2) 重傷病支援金 重傷病を負った犯罪被害者
 - (3) 性犯罪被害支援金 性犯罪による被害を受けた犯罪被害者
- 2 前項第 1 号の犯罪被害者の遺族は、犯罪が行われた時点において、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 犯罪により死亡した犯罪被害者（以下「死亡した犯罪被害者」という。）の配偶者（婚姻の届出をしていないが、当該死亡した犯罪被害者と事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第 5 項第 1 号において同じ。）
 - (2) 死亡した犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹（子については、養子縁組の届出をしていないが、当該死亡した犯罪被害者と事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。第 5 項第 2 号において同じ。）のうち、当該死亡した犯罪被害者の収入によって生計を維持していた者
 - (3) 死亡した犯罪被害者の 2 親等以内の親族のうち、前号に該当しない者
- 3 遺族支援金の支給を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項第 2 号に掲げる者については、同号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先とし、実父母を後とする。ただし、遺族間での協議において代表者を決定したときは、その代表者（前項各号に掲げる者に限る。）を第 1 順位の遺族とすることができる。
- 4 前項の場合において遺族支援金の支給を受けるべき順位が同じ遺族が 2 人以上あるときは、そのうちの 1 人に対して支給した遺族支援金は、全員に対しなされたものとみなす。
- 5 重傷病支援金及び性犯罪被害支援金は、犯罪被害による負傷又は疾病のため犯罪被害者による申請が困難と認められるときは、次の各号のいずれかに該当する家族又は親族が、犯罪被害者の代理人として申請し、その支給を受けることがで

きる。

- (1) 犯罪被害者の配偶者
 - (2) 犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹のうち、犯罪被害者の収入によって生計を維持していた者
 - (3) 犯罪被害者の2親等以内の親族のうち、前号に該当しない者
- 6 前項の規定により犯罪被害者の代理人として申請し、重傷病支援金又は性犯罪被害支援金の支給を受けることができる者の順位は、前項各号の順序とし、同項第2号に掲げる者については、同号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先とし、実父母を後とする。ただし、親族間での協議において代理人を決定したときは、その代理人（前項各号に掲げる者に限る。）を第1順位の者とすることができる。
- 7 前項本文の場合において、代理としての家族又は親族の1人に対して支給した重傷病支援金又は性犯罪被害支援金は、全員に対しなされたものとみなす。

（支給の制限）

第7条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、支援金を支給しないことができる。

- (1) 犯罪被害者又は次条第1項又は第2項の規定により支援金の申請をする者（以下この条、次条及び第10条第1項において「申請者」という。）が犯罪を誘発したときその他犯罪被害について犯罪被害者又は申請者にもその責めに帰すべき行為があったとき。
- (2) 犯罪被害者又はその家族若しくは遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、支援金を支給することが社会通念上適切でないとき。
- (3) 犯罪被害者又は申請者が松田町暴力団排除条例（平成23年松田町条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員、同条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に

規定する暴力団経営支配法人等に該当するとき。

(支援金の申請)

第 8 条 遺族支援金の支給を受けようとする者は、松田町犯罪被害者等支援金支給申請書兼請求書（第 2 号様式）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 死亡した犯罪被害者が、犯罪が行われた時点において町民であったことを証明する書類

(2) 死亡した犯罪被害者の死亡診断書又は死体検案書等の写しその他の死亡の事実及び死亡の年月日を証明する書類

(3) 申請者の氏名、生年月日、本籍及び死亡した犯罪被害者との続柄を証明する戸籍の謄本又は抄本その他の地方公共団体の長が発行する証明書

(4) 申請者が死亡した犯罪被害者と婚姻又は養子縁組の届出をしていないが、当該死亡した犯罪被害者と事実上婚姻又は養子縁組関係と同様の事情にある者であるときは、その事実を認めることができる書類

(5) 松田町犯罪被害者等支援金支給代表者（代理人）決定に関する届出書（第 3 号様式）（第 6 条第 3 項の規定により決定された代表者が申請する場合に限る。）

(6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 重傷病支援金又は性犯罪被害支援金の支給を受けようとする者は、犯罪被害者等支援金支給申請書兼請求書（第 2 号様式）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。（性犯罪被害者支援金の支給を受けようとする者にあつては、第 2 号に掲げる書類を除く。）

(1) 犯罪により重傷病を負った犯罪被害者又は性犯罪による被害を受けた犯罪被害者が、犯罪が行われた時点において町民であったことを証明する書類

(2) 負傷又は疾病の状態及び療養に係る日数並びに入院治療に要した日数又は労務に服することができない日数に関する医師の診断書その他の証明書

(3) 松田町犯罪被害者等支援金支給代表者（代理人）決定に関する届出書（第3号様式）（第6条第6項の規定により決定された代理人が申請する場合に限る。）

(4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

3 前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、町が保有する公簿等により確認することができるものについては、申請者の同意に基づいてその公簿等により確認し、書類の添付を省略させることができる。

（申請の期限）

第9条 前条第1項又は第2項の規定について、犯罪が行われた日から起算して2年を経過した日以後は、申請することができない。ただし、この期限内に申請を行わなかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

（支給の決定等）

第10条 町長は、第8条第1項又は第2項の規定による申請があったときは、内容を審査し、その適否を決定し、松田町犯罪被害者等支援金支給（不支給）決定通知書（第4号様式）により、その旨を当該申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による決定を行うために必要があるときは、犯罪被害者又は申請者の同意を得て、関係機関等に対し、犯罪被害に関する情報、犯罪被害者及びその家族若しくは遺族の続柄又は居住の実態を調査することができる。

3 町長は、第1項の規定による支給の決定をしたときは、速やかに支援金を支給するものとする。

（支給の決定の取消し）

第11条 町長は、前条第1項の規定による支給の決定を受け

た者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の支給の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 支援金の支給を受ける資格がないことが判明したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により支援金の支給の決定を受けたとき。

(3) 第7条各号のいずれかに該当することが判明したとき。

2 町長は、前項の規定により支給の決定を取り消したときは、松田町犯罪被害者等支援金支給決定取消通知書（第5号様式）により、当該支給の決定を受けた者に通知するものとする。

（支援金の返還）

第12条 町長は、前条第1項の規定により支援金の支給の決定を取り消した場合において、既に支援金を支給しているときは、その支給を受けた者に対し、支給した支援金の全部又は一部の返還を命じることができる。

第4章 日常生活支援事業

（費用の助成）

第13条 町長は、条例第8条第2号の規定により、犯罪被害者又はその家族若しくは遺族に対し、配食サービス費用を助成する。

2 町長は、条例第8条第3号の規定により、犯罪被害者、その遺族等に対し、転居費用を助成する。

（家族又は遺族の範囲）

第14条 前条の規定による助成（以下この条において「助成」という。）を受けることができる家族は、犯罪が行われた時点において町民であり、かつ、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、当該犯罪被害者と事実上婚姻関係と同様の事情にある者を

含む。次項第1号において同じ。)

(2) 犯罪被害者の2親等以内の親族(子については養子縁組の届出をしていないが、当該犯罪被害者と事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。次項第2項において同じ。)

2 助成を受けることができる遺族は、犯罪が行われた時点において町民であり、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 死亡した犯罪被害者の配偶者

(2) 死亡した犯罪被害者の2親等以内の親族

(配食サービス費用の助成)

第15条 町長は、犯罪被害により日常生活を営むことについて支障があると認められる者が配食サービスを利用したときは、それに要した費用を助成するものとする。

(配食サービス費用の助成の内容)

第16条 前条の規定による助成は、犯罪被害者等が配食サービス(配食サービスの提供を業とする事業者から提供されたものに限る。)の利用に要した費用の実費額を対象として助成金を支給する。

2 前項の助成金の額は、対象者1人につき、1日当たり1,000円を上限とする。

3 助成の対象となる配食サービスの利用回数は、30回を上限とする。

(配食サービス費用の助成の対象者)

第17条 第15条の規定による助成の対象となる者は、配食サービスを利用する時点及び第22条の規定による申請をする時点において町民であり、かつ、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 犯罪により重傷病を負い、又は性犯罪被害を受けた犯罪被害者

(2) 犯罪により重傷病を負い、又は性犯罪被害を受けた
犯罪被害者の家族

(3) 犯罪により死亡した犯罪被害者の遺族

(転居費用の助成)

第18条 町長は、犯罪被害により従前の住居に居住することが困難となったと認められる者が、次に掲げる理由により新たな住居へ転居したときは、それに要した費用を助成するものとする。

(1) 従前の住居又はその付近において犯罪が行われたため、精神的にその住居に居住し続けることが困難となった場合

(2) 犯罪により住居が滅失し、又は著しく損壊したため、居住することができなくなった場合

(3) 二次被害を受けた場合又はこれを受けるおそれがある場合

(4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める場合

(転居費用の助成の内容)

第19条 前条の規定による助成は、犯罪被害者等が転居に要した費用（当該犯罪被害者等が引越事業者又は不動産事業者を支払ったものに限る。）の実費額を対象として助成金を支給する。

2 前項の助成金の額は、同一の犯罪被害について20万円を上限とする。

3 助成の対象となる転居の回数は、1回までとする。

4 助成の対象となる転居費用の内容は、次に掲げるものとする。

(1) 引越しに係る運送費用及び荷造り等のサービスに係る費用

(2) 新たな住居に入居する際に要する敷金、礼金、仲介

手数料、火災保険料、保証料、日割り家賃その他の費用
(転居費用の助成の対象者)

第20条 第18条の規定による助成の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 死亡した犯罪被害者の遺族のうち、犯罪が行われた時点で死亡した犯罪被害者と同居していた者

(2) 重傷病を負った犯罪被害者で犯罪が行われた時点で町民であった者

(3) 性犯罪による被害を受けた犯罪被害者で犯罪が行われた時点で町民であった者

(4) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者
(助成の制限)

第21条 町長は、第15条又は第18条の規定による助成の対象となる者が次の各号のいずれかに該当するときは、これらの規定による助成を実施しないことができる。

(1) 犯罪被害者又は次条第1項の規定により助成の申請をする者(以下この条、次条及び第24条第1項において「申請者」という。)が犯罪を誘発したときその他犯罪被害について犯罪被害者又は申請者にもその責めに帰すべき行為があったとき。

(2) 犯罪被害者又はその家族若しくは遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、助成の実施をすることが社会通念上適切でないとき。

(3) 犯罪被害者又は申請者が松田町暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員、同条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等に該当するとき。

(助成の申請)

第22条 第15条又は第18条の規定による助成を受けようとする者は、松田町犯罪被害者等日常生活等支援助成金支給

申請書兼請求書（第6号様式）により町長に申請しなければならない。

2 前項の申請書は、第15条又は第18条の規定による各支
援の支払費用を証明する領収書その他の支払費用の内容を証
明する書類及び次の各号に掲げる助成の区分に応じ、それぞ
れ各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（1） 配食サービス費用の助成 次に掲げる区分に応じ、
それぞれに定める書類

ア 犯罪被害者又はその家族（第14条第1項に規定す
る家族をいう。以下アにおいて同じ。）が申請する時
き。

（ア） 配食サービスを利用した者がその利用をした
時点において町民であることを証明する書類

（イ） 申請者が助成の申請を行う時点において町民
であることを証明する書類

（ウ） 申請者と当該犯罪被害者との続柄を証明する
戸籍の謄本又は抄本その他の地方公共団体の長が発
行する証明書（家族が申請する場合に限る。）

（エ） 申請者が犯罪被害者と婚姻又は養子縁組の届
出をしていないが、当該犯罪被害者と事実上婚姻又
は養子縁組関係と同様の事情にある者であるときは、
その事実を認めることができる書類（家族が申請す
る場合に限る。）

（オ） （ア）から（エ）までに掲げるもののほか、
町長が必要と認める書類

イ 犯罪被害者の遺族（第14条第2項に規定する遺族
をいう。次号イにおいて同じ。）が申請する時き。

（ア） 配食サービスを利用した者がその利用をした
時点において町民であることを証明する書類

- (イ) 申請者が助成の申請を行う時点において町民であることを証明する書類
 - (ウ) 申請者と死亡した犯罪被害者との続柄を証明する戸籍の謄本又は抄本その他の地方公共団体の長が発行する証明書
 - (エ) 申請者が死亡した犯罪被害者と婚姻又は養子縁組の届出をしていないが、当該死亡した犯罪被害者と事実上婚姻又は養子縁組関係と同様の事情にある者であるときは、その事実を認めることができる書類
 - (オ) (ア) から (エ) までに掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
- (2) 転居費用の助成 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める書類
- ア 犯罪被害者（ウに掲げる者を除く。（ア）及びイにおいて同じ。）が申請するとき。
 - (ア) 犯罪被害者が犯罪が行われた時点において町民であったことを証明する書類
 - (イ) (ア) に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
 - イ 犯罪被害者の遺族（ウに掲げる者を除く。）が申請するとき。
 - (ア) 申請者と死亡した犯罪被害者が、犯罪が行われた時点において町民であり、同居していたことを証明する書類
 - (イ) 申請者と死亡した犯罪被害者との続柄を証明する戸籍の謄本又は抄本その他の地方公共団体の長が発行する証明書
 - (ウ) 申請者が死亡した犯罪被害者と婚姻又は養子縁組の届出をしていないが、当該死亡した犯罪被害

者と事実上婚姻又は養子縁組関係と同様の事情にある者であるときは、その事実を認めることができる書類

(エ) (ア) から (ウ) までに掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

ウ 第18条第2号に掲げる理由により転居した者が申請するとき。

(ア) 申請者が犯罪が行われた時点において町民であったことを証明する書類

(イ) 災害証明書

(ウ) (ア) 及び (イ) に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

3 前項の規定にかかわらず、町が保有する公簿等により確認することができるものについては、申請者の同意に基づいてその公簿等により確認し、書類の添付を省略させることができる。

(申請の期限)

第23条 前条第1項の規定について、犯罪が行われた日から起算して、第15条の規定による助成にあつては60日、第18条の規定による助成にあつては2年を経過した日以後は、申請することができない。ただし、これらの期限内に申請を行わなかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(支給の決定等)

第24条 町長は、第22条第1項の規定による申請があつたときは、内容を審査し、その適否を決定し、松田町犯罪被害者等日常生活等支援助成金支給（不支給）決定通知書（第7号様式）により、その旨を当該申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による決定を行うために必要があるときは、犯罪被害者又は申請者の同意を得て、関係機関等に対

し、犯罪被害に関する情報、犯罪被害者及びその家族若しくは遺族の続柄又は居住の実態を調査することができる。

3 町長は、第1項の規定による支給の決定をしたときは、速やかに助成金を支給するものとする。

(支給の決定の取消し)

第25条 町長は、前条第1項の規定による決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金支給の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 助成金の支給を受ける資格がないことが判明したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により助成金の支給の決定を受けたとき。

(3) 第21条各号のいずれかに該当することが判明したとき。

2 町長は、前項の規定により支給の決定を取り消したときは、松田町犯罪被害者等日常生活等支援助成金支給決定取消通知書(第8号様式)により、当該支給の決定を受けた者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第26条 町長は、前条第1項の規定により助成の決定を取り消した場合において、既に助成金を支給しているときは、その支給を受けた者に対し、支給した助成金の全部又は一部の返還を命じることができる。

第5章 専門相談支援事業

(専門相談の実施)

第27条 町長は、条例第8条第4号の規定により、犯罪被害者又はその家族若しくは遺族に対し、法律相談を実施する。

2 町長は、条例第8条第5号の規定により、犯罪被害者又はその家族若しくは遺族に対し、カウンセリングを実施する。

(家族又は遺族の範囲)

第28条 前条に規定する専門相談（以下「専門相談」という。

）を利用することができる家族は、犯罪が行われた時点において町民であり、かつ、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（1） 犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、当該犯罪被害者と事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次項第1号及び次条第5項において同じ。）

（2） 犯罪被害者の2親等以内の親族（子については養子縁組の届出をしていないが、当該犯罪被害者と事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。次項第2号及び次条第5項において同じ。）

2 専門相談を利用することができる遺族は、犯罪が行われた時点において町民であり、かつ、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（1） 死亡した犯罪被害者の配偶者

（2） 死亡した犯罪被害者の2親等以内の親族

（法律相談の方法等）

第29条 町長は、犯罪被害者等が犯罪被害により直面している次に掲げる法律上の問題について、法的知識に関する支援を行うため、犯罪被害に精通する弁護士による法律相談を実施する。

（1） 犯罪被害の告訴に関すること。

（2） 警察又は検察庁における犯罪被害者等の事情聴取、捜査状況等に関すること。

（3） 刑事裁判、示談、損害賠償請求等に関すること。

（4） 検察審査会、被害者等通知制度等に関すること。

（5） 誹謗中傷に対する対策等、二次被害の防止に関すること。

（6） 犯罪被害者等給付金、弁護士費用の扶助その他の経済的支援に関すること。

(7) 前6号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項に関する事。

2 法律相談は、同一の犯罪被害について1回当たり60分を目安とする。

3 法律相談は、当該法律相談の利用を開始した日から起算して3年以内に2回まで利用することができる。

4 法律相談の利用料は、無料とする。

5 同一の犯罪被害について、既に法律相談を利用した者の他の家族又は遺族が新たに法律相談を利用することはできない。ただし、町長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(カウンセリングの方法等)

第30条 町長は、犯罪により受けた精神的な被害が早期に軽減し、又は回復することができるよう、次に掲げる内容について、心理学等専門知識及び技術を有するカウンセラーによるカウンセリングを実施する。

(1) 心や身体についての悩みに関する事。

(2) 家族関係の悩みに関する事。

(3) 職場、学校等の日常生活上の悩みに関する事。

(4) 対人関係の悩みに関する事。

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項に関する事。

2 カウンセリングを受けようとする者で精神科等の医師による治療を受けている者は、カウンセリングの利用について当該医師の了解を得ていなければならない。

3 カウンセリングは、同一の犯罪被害について1回当たり60分を目安とする。

4 カウンセリングは、当該カウンセリングの利用を開始した日から起算して3年以内に10回まで利用することができる。

5 カウンセリングの利用料は、無料とする。

6 同一の犯罪被害について、既にカウンセリングを利用した

者の他の家族又は遺族が新たにカウンセリングを利用することはできない。ただし、町長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(専門相談の実施の制限)

第 3 1 条 町長は、専門相談の対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、専門相談を実施しないことができる。

(1) 犯罪被害者又は次条第 1 項の規定により専門相談の利用申請をする者（以下この条、次条及び第 3 4 条第 1 項において「申請者」という。）が犯罪を誘発したときその他犯罪被害について犯罪被害者又は申請者にもその責めに帰すべき行為があったとき。

(2) 犯罪被害者又はその家族若しくは遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、専門相談を実施することが社会通念上適切でないとき。

(3) 犯罪被害者又は申請者が松田町暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員、同条第 4 号に規定する暴力団員等又は同条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等に該当するとき。

(専門相談の申請)

第 3 2 条 専門相談を利用しようとする者は、松田町犯罪被害者等専門相談利用申請書（第 9 号様式）に次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれに各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 犯罪被害者又はその家族（第 2 8 条第 1 項に規定する家族をいう。以下この号について同じ。）が申請するとき。

ア 申請者が犯罪が行われた時点において町民であることを証明する書類

イ 申請者と当該犯罪被害者との続柄を証明する戸籍の謄本又は妙本その他の地方公共団体の長が発行する証

明書（家族が申請する場合に限る。）

ウ 申請者が犯罪被害者と婚姻又は養子縁組の届出をしていないが、当該犯罪被害者と事実上婚姻又は養子縁組関係と同様の事情にある者であるときは、その事実を認めることができる書類（家族が申請する場合に限る。）

エ アからウまでに掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(2) 犯罪被害者の遺族（第28条第2項に規定する遺族をいう。）が申請するとき。

ア 申請者が犯罪が行われた時点において町民であることを証明する書類

イ 申請者と死亡した犯罪被害者との続柄を証明する戸籍の謄本又は抄本その他の地方公共団体の長が発行する証明書

ウ 申請者が死亡した犯罪被害者と婚姻又は養子縁組の届出をしていないが、当該死亡した犯罪被害者と事実上婚姻又は養子縁組関係と同様の事情にある者であるときは、その事実を認めることができる書類

エ アからウまでに掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、町が保有する公簿等により確認することができるものについては、申請者の同意に基づいてその公募等により確認し、書類の添付を省略させることができる。

（申請の期限）

第33条 前条第1項の規定について、犯罪が行われた日から起算して2年を経過した日以後は、申請することができない。ただし、この期限内に申請を行わなかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(専 門 相 談 の 利 用 の 承 認 の 決 定)

第 3 4 条 町長は、第 3 2 条第 1 項の規定による申請があったときは、内容を審査し、その適否を決定し、松田町犯罪被害者等専門相談利用承認(不承認)決定通知書(第 1 0 号様式)により、その旨を当該申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による決定を行うために必要があるときは、犯罪被害者又は申請者の同意を得て、関係機関等に対し、犯罪被害に関する情報、犯罪被害者及びその家族若しくは遺族の続柄又は居住の実態を調査することができる。

3 町長は、第 1 項の規定により利用の承認の決定をしたときは、専門相談の実施に当たって、利用の承認の決定を受けた者(以下「利用者」という。)と専門相談を受託する者(以下「受託者」という。)との間において必要となる調整を行うものとする。

4 町長は、前項の規定による調整後、受託者に対して松田町犯罪被害者等支援法律相談依頼書・報告書(第 1 1 号様式)又は松田町犯罪被害者等カウンセリング依頼書・報告書(第 1 2 号様式)により専門相談を依頼するものとする。

(利 用 の 承 認 の 決 定 の 取 消 し)

第 3 5 条 町長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認の決定を取り消すことができる。

(1) 専門相談を利用する資格がないことが判明したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により利用承認の決定を受けたとき。

(3) 第 3 1 条各号のいずれかに該当することが判明したとき。

2 町長は、前項の規定により利用の承認の決定を取り消したときは、松田町犯罪被害者等専門相談利用承認決定取消通知書(第 1 3 号様式)により、当該利用承認の決定を受けた者に通知するものとする。

(費用負担の弁償)

第36条 町長は、前条第1項の規定により決定を取り消した場合において、既に専門相談が実施されているときは、当該利用者に対し、その専門相談に要した費用の負担を命じることができる。

第6章 雑則

(実施細目)

第37条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、同日以後に発生した犯罪被害について適用する。